

三次市教育委員会議案第 5 号

三次市障害児介助指導員の任用について

三次市障害児介助指導員配置事業実施要綱第 6 条の規定により，別紙の者を三次市障害児介助指導員に任用することについて，議決を求める。

平成 23 年 4 月 6 日提出

三次市教育委員会教育長 児玉 一基